

令和6年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和6年9月25日（金曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第40号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第41号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定について

第43号議案 工事の請負契約について（中学校体育館空調設備設置工事）

第44号議案 工事の請負契約について（六栗ゲートボール場テント上屋設置工事）

第45号議案 財産の取得について（移動型バリアフリートイレトレーラー）

第46号議案 財産の取得について（町民会館グランドピアノ）

第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）

第48号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定について

陳情第1号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第2号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金ちお安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第11号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情

陳情第12号 「新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチン効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書」の提出を求める陳情書

日程第3 議員提出議案第2号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

第3号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

日程第4 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 藤本和美君 | 2番 吉本智明君 | 3番 野坂純子君 |
| 4番 松本忠明君 | 5番 長谷川進君 | 6番 岩本知帆君 |
| 7番 田境毅君 | 8番 石原昇君 | 9番 都築幸夫君 |
| 10番 黒木一君 | 11番 廣野房男君 | 12番 稲吉照夫君 |
| 13番 笹野康男君 | 14番 丸山千代子君 | 15番 鈴木久夫君 |
| 16番 藤江徹君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | |
|------------------|----------------|
| 町長 成瀬敦君 | 副町長 大竹広行君 |
| 教育長 池田和博君 | 企画部長 内田守君 |
| 総務部長 林保克君 | 参事（税務担当） 稲熊公孝君 |
| 住民こども部長 三浦正義君 | 健康福祉部長 山本晴彦君 |
| 参事（健康保健担当） 金澤一徳君 | 環境経済部長 大熊隆之君 |
| 建設部長 鳥居靖久君 | 上下水道部長 斎藤啓一君 |
| 消防長 山本秀幸君 | 教育部長 菅沼秀浩君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 大須賀 龍二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 野坂純子君及び4番 松本忠明君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、第40号議案から認定第8議案までの19件及び、陳情第1号から陳情第12号までの12件を一括議題といたします。

これから、委員長の報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、廣野君。

[11番 廣野房男君 登壇]

○11番（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和6年9月25日

議長 藤江 徹様

委員長 廣野房男

令和6年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第40号 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 工事の請負契約について（中学校体育館空調設備設置工事）

中学校体育館空調設備設置工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 工事の請負契約について（六栗ゲートボール場テント上屋設置工事）

六栗ゲートボール場テント上屋設置工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 財産の取得について（移動型バリアフリートイレトレーラー）

移動型バリアフリートイレトレーラーの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 財産の取得について（町民会館グランドピアノ）

町民会館グランドピアノの取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、第1条の総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出、第3条

総務教育委員会所管分、第1条、歳入、2億6,982万円追加。歳出、542万6,000円減額。第3条、地方債限度額5,120万追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、1,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充することをはじめ、7項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第2号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、住民のいのちと暮らし、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」を撤回することをはじめ、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすことをはじめ、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金を実現することをはじめ、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

愛知県に対し、「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないことをはじめ、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべ

きものと決した。

陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

国に対し、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充することをはじめ、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

愛知県に対し、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学会費助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することの意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第8号 公立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書

「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する授業料助成制度を維持し、拡充することを求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

[11番 廣野房男君 降壇]

○議長（藤江徹君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、都築君。

[9番 都築幸夫君 登壇]

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告させていただきます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和6年9月25日

議長 藤江徹様

委員長 都築幸夫

令和6年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読させていただきます。

第41号 幸田町国民健康保険条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の規定に基づく個人番号カードの利用に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、第1条の福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出、第2条

福祉産業建設委員会所管部分、第1条、歳入、6,875万9,000円追加。歳出、

3億4,400万5,000円追加。第2条、繰越明許費、9,000万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、30万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、1,374万2,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げることをはじめ、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のための保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善することをはじめ、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第11号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情

町民に対し、新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度において認定された死亡者数は561名、健康被害総認定件数は6,988名を超えており、既にそれ以前の全てのワクチンによる健康被害件数を超えていることをはじめ、3件の周知と、国に対して、mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第12号 「新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書」の提出を求める陳情書

国に対し、新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

[9番 都築幸夫君 降壇]

○議長（藤江徹君） ここで、先ほど総務教育委員長からの報告におきまして一部誤りがありましたので、訂正いたします。

陳情第8号、議案名のところで、公立高校生の父母負担を軽減しという報告がございましたが、正しくは私立高校生の父母負担を軽減しでございますので、訂正いたします。

以上です。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、鈴木君。

[15番 鈴木久夫君 登壇]

○15番（鈴木久夫君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告いたします。

決算特別委員会審査結果報告書

令和6年9月25日

議長 藤江 徹様

委員長 鈴木久夫

令和6年度第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

認定第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額204億4,776万242円、歳出総額193億5,446万8,271円、差引き額10億9,329万1,971円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額3億8,505万8,820円、歳出総額3億4,011万8,299円、差引き額4,494万521円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額32億2,082万9,729円、歳出総額32億1,470万7,432円、差引き額612万2,297円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額5億5,184万3,060円、歳出総額5億5,083万1,760円、差引き額101万1,300円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額23億9,805万8,269円、歳出総額23億9,465万8,469円、差引き額339万9,800円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額3億2,949万3,210円、歳出総額2億8,533万6,084円、差引き額4,415万7,126円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

収益的収入8億6,155万3,112円、収益的支出7億631万6,014円、資本的収入7,823万2,700円、資本的支出4億654万853円。全員一致をもって原案を可決及び認定すべきものと決した。

認定第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定について

収益的収入7億4,085万8,786円、収益的支出7億1,896万2,647円、資本的収入4億7,170万4,400円、資本的支出5億7,709万6,639円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

[15番 鈴木久夫君 登壇]

○議長（藤江徹君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 質疑なしと認め、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 質疑なしと認め、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 質疑なしと認め、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結します。

これから、上程議案19件と陳情12件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

[14番 丸山千代子君 登壇]

○14番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件につきまして、順次反対討論をしてまいります。

認定1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。

令和5年度の一般会計歳入総額204億4,776万円、歳出総額193億5,446万8,000円であります。一般財源の繰越明許費、1億1,293万8,000円を差し引くと9億8,035万4,000円の黒字決算となっております。令和5年度における不用額は11億1,820万8,000円であり、令和3年度、令和4年度に続き、不用額を多く生み出しております。

令和5年度は、新型コロナも2類から5類に移行し、町長が2期目の年となり、積極的に事業を進める、体力があるうちに戦略的・重点的に投資をして、一歩進めると意欲的な予算編成方針がありました。財政調整基金、教育施設整備基金、新型コロナウイルス感染症対策基金など16億4,000万円余り繰入れを行いましたが、結果は、財政調整基金12億7,126万9,000円の繰入れを取りやめました。この一連の財政運営は、予算編成に当たって、財政運営が定まっていないと指摘できるものであります。

決算後の基金残高は、7つの基金残高37億157万5,000円、また、地方債残高は41億4,107万1,000円、経常収支比率91.0%、財政力指数1.07とな

りました。

物価高騰が町民を直撃し、生活が困難を増す中、町民生活を守る防波堤となるのが地方自治体の仕事ではないでしょうか。

物価高騰は、アベノミクスの異次元の金融緩和による異常円安がもたらした人災であります。それなのに岸田政権は、消費税減税、インボイスの中止、最低賃金を全国一律1,500円への引上げも拒否をし、非正規労働の拡大や子育て財源のために社会保障を削減し、世帯間の分断をあおる政治では未来に希望が持てません。こうした国の悪政の防波堤として、地方自治の本旨である住民福祉の増進、その立場に立つようますめるものであります。

歳入について、コロナ禍や物価高騰にあっても、2023年度の法人企業統計で資本金10億円以上の大企業の内部留保は539.3兆円に上り過去最高となっており、前年度比で5.5%増え、27.9兆円もの積み増しをいたしました。

資本金10億円以上の企業は町内に50社あり、県内の16市町が実施している超過課税で制限税率いっぱいの8.4%の法人町民税、法人税割額を実施すると1億9,727万7,000円の自主財源の確保ができる。応分の負担を求めるべきであります。

ふるさと寄附金は安定財源とは言えません。補正予算で引上げ計上したものの目標額を達成せず、減額したことからもよく分かったと思います。ふるさと寄附金の使い道、充当は、財源不足として補うものではなく、十分検討すべきであります。

歳出についてであります。

デジタル庁が進めるマイナンバーカードの普及として、2万円のポイントのばら撒きが行われました。個人番号カード交付件数は、令和6年度8月31日現在では3万3,900万枚、町民の80.1%となっておりますが、マイナンバーカードを作るかどうかは任意であります。個人情報の漏えいの危険もあります。

また政府は、介護保険や子育て支援など、自治体が行う二重業務の情報システムを統一標準化し、2025年度末までにガバメントクラウドへの移行をさせようとしております。自治体の施策が国の铸型にはめ込まれ、福祉サービスなどの画一化、後退を招くことや、サービス価格引上げや透明性の低下が懸念をされております。デジタル化の推進は、サービスの向上、そして作業の効率化と併せて個人情報の漏えいが危惧をされ、国に対して取得に進めないように要望すべきであります。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発事業の見切り発車によって、計画変更をせざるを得ないため、見直すべきと求めてきましたが、さらに老健施設の誘致が不調に終わり、条件変更では、土地は永久無償貸与、そして1,000万円の補助金を負担するという内容は、他の施設との均衡を欠くものであり、認められるものではありません。今までに進出してきた施設と同じ対応にすべきであります。

高齢化が進む中、高齢世帯、一人暮らし世帯が増えており、見守り・配食事業は週7日の実施と助成の増額をし、安心して暮らせるようにすべきであります。

3歳・4歳・5歳児の保育士配置基準が改正をされましたが、保育の現場では嘱託保育士が担任をするなど、処遇改善が必要ではありませんか。正規職員とすべきであります。

児童クラブ運営委託業務が3クラブあります。直営に戻し、さらに直営の職員の処遇改善で職員の確保をするよう求めるものであります。

芦谷の飲用地下水のPFA検査は、基準値以内だからと放置せず、水質検査・調査を実施すべきであります。有機フッ素化合物PFAは、発がん性などの健康影響が指摘をされ、世界的に規制の流れが強まっております。地下水から検出されたことは土壤などの汚染の懸念もあり、県に対しても公表するよう求めるべきであります。

不登校が増えております。令和4年度、小学校47人、中学校66人だったのが、令和5年度は、小学校53人、中学校93人で、全体として令和4年度が113人が令和5年度には146人と増えており、対策の強化を求めます。

就学援助制度は、国基準に比較をし不足しており、援助費の品目を増やすべきであります。

私立高校の授業料補助事業は、制度創設以来30年にわたって補助額の見直しをせず、据え置かれたままあります。130人の対象者がおり、安心して高校生活を送ることができるよう、近隣市のように引き上げるべきであります。

職員の働き方、研修、派遣についてであります。

今年9月末までの中途退職者が4人と報告をされました。国・県などを含め派遣、研修は、令和5年度は13人となっております。見直すべきではありませんか。欠員となった部署には非常勤・パートなどで対応されていますが、業務に支障を来している部署もあり、長時間勤務などは正もされず、休職する職員もいるという状況は改善すべきであります。職員の健康を守り、働きやすい職場環境とすることで住民サービスの向上につながります。

積極的に住民の安心を守り、そして保育園給食費の主食費補助など、子育て支援などに取り組み、また教育の充実を目指して、一定の事業については評価をするものであります。

医療、介護など社会保障は国が責任を持って支えるものであります。しかし国は、大軍拡路線に基づき、社会保障の大改悪と負担増を推し進めております。こうした国の悪政の防波堤となり、町民生活を守るために、地方自治体の役割である福祉の増進を図ることを求めて、反対討論といたします。

次に、認定3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

2018年に国民健康保険が都道府県化され、愛知県単位となり、保険料水準が県下統一へと進められております。県が市町村に求める納付金が引き上げられ、国保税が大幅に上がっており、市町村が県に納める国保の1人当たりの平均納付額が、この3年間で約3万円引き上げられていることが分かりました。今では、払いたくても払えないほどの国保税になっており、滞納者も増え続けております。限度額は、令和5年度104万円で、さらに令和6年度は106万円に引き上りました。国保加入者の収入に占める割合は1割を超え、低所得者層ほど負担が増えております。

2022年度から、未就学児に係る均等割が2分の1に半減されましたが、これを18歳まで拡大し、さらに子育て支援として、子育て世帯の均等割の廃止を求めます。

今年12月2日からの保険証の発行廃止をめぐって、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるなどの不安が、患者、国民に広がっております。政府が現行の健康保険証は発行されなくなる、マイナンバーカードを利用するように宣伝しているからであります。そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意であります。マイナカードを保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うかも任意であります。マイナ保険証は、5年ごとに自分で更新しなければなりません。現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行、交付する責任は国・保険者にあります。保険証廃止を撤回し、現行の保険証を残すことを求め、反対討論といたします。

次に、認定4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

後期高齢者医療保険は、75歳以上の高齢者が国民健康保険や被用者保険から切り離されて、一律に加入する制度であり、保険料は2年ごとに見直される仕組みであります。1人当たりの平均保険料は、2022年から23年度は9万1,117円が2024年から25年度は10万3,381円と1万2,254円も上昇し、物価高の下で高齢者の生活をさらに厳しくしております。一定所得以上の被保険者の窓口負担が1割から2割に引き上げられ、窓口2割負担の強化は、年金生活者の高齢者を受診控えで医療から遠ざけるものであります。保険証の廃止、マイナ保険証の一本化に反対し、何よりも75歳という年齢で別の保険制度に追いやる差別と負担強化の後期高齢者医療制度に反対し、討論といたします。

認定5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。介護保険制度は3年ごとの改定で、令和5年度は第8期の3年目の年であります。第8期は基準額を500円に引き上げましたが、さらに第9期計画では、基準額を1,000円に引き上げる予定であることが示されたのであります。このように、3年ごとの引上げと、原則1割とする介護利用料が2割とする負担増などを進めようとしております。

介護保険は、相次ぐ改悪で、高い保険料を払っても必要なサービスが利用できません。総合事業が導入をされ、専門職による介護から地域支援事業に移行し、ボランティアなどによる支援へとなり、介護保険の対象からも外されました。4月からは訪問介護の基本報酬が引き下げられ、多くの事業所が倒産をし、低賃金で介護職員の人手不足は深刻であります。介護保険法に30日以内と定められている介護認定が30日以上もかかっており、必要な介護が受けられない事態となっております。改善し、安心して介護が受けられるようにすべきと求めて、反対討論といたします。

陳情第11号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン、レプリコンワクチンの危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情、陳情第12号 「新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書」の提出を求める陳情、この2件の陳情は同じ新型コロナワクチン（レプリコンワクチン）に関するものであり、一括して行います。

10月1日から2025年3月31日まで、65歳以上の高齢者と基礎疾患のある6

0歳から64歳を対象に、新型コロナワクチンの公費助成による定期接種が始まります。使用されるワクチンとして新たにレプリコンワクチンが加わりますが、この新しいワクチンをめぐり、不安や懸念の声が一部にはあります。ファイザーやモデルナ、第一三共製のmRNAタイプのワクチンは、新型コロナウイルスの遺伝情報のスパイクタンパク質領域を脂質のカプセルに入れたもので、mRNAワクチンを接種すると、人の体内ではスパイクタンパク質が合成され、新型コロナウイルスに対する抗体をつくり出し、免疫反応を起こして発症や重症化を防ぐものであり、レプリコンワクチンはmRNAワクチンの改良型であります。レプリコンとは、レプリカから派生した言葉で複製という意味であります。レプリコンワクチンの有効性については、重症化予防効果は95.3%、発症予防効果は56.6%と報告されております。

厚労省ワクチン分科会資料では、安全性については、有害事象は主に軽度又は中程度としており、因果関係のある重篤な有害事象は認められていないとしております。レプリコンmRNAワクチンは、国内の治験は400例程度ですが、ベトナムで1万6,000例の大規模治験を行っており、使用は日本が初めてではありません。

新型コロナワクチン接種は、感染による発症、重症化を予防する高い効果があり、公費接種で国民の命の防護策となることも科学的に証明をされております。この間、日本で接種に用いられているファイザー、モデルナ社製のmRNAワクチンには、新型コロナの発症、重症化を接種後の6か月間、70%から90%を予防する効果があることが内外研究機関の検証によって確認もされております。

しかし、ワクチンは副反応のリスクもあります。ファイザermRNAは、副反応として部位の痛みや発熱などや重度のアレルギー症状を起こす例などが100万回当たり2から5例、0.002から0.005%であることが当初から示されていました。接種後の健康被害の訴えは、副反応が疑われる研究体制を強化するとともに、補償や救済を求めるものであります。現行のmRNAは絶対視せず、より副反応の少ないワクチンの開発普及を図ることも要望するものであります。

また、レプリコンワクチンは日本で初承認のワクチンであるだけに、国は正確で科学的な情報を国民に知らせる必要があります。

私ども日本共産党は、ワクチン接種が新型コロナの脅威から国民の命と健康を守る重要な手段になると判断し、希望者への安全、迅速な接種を求めてきました。同時に、接種の有無は個人の自由な意思によって行うようにと求め、接種の有無による差別を行ったりすることには反対する立場を一貫して表明してきました。同時に、国民の不安に乗じて極右勢力が垂れ流すワクチンをめぐる反科学の宣伝には忽然と否定する姿勢も持っていたいと申し上げ、反対討論といたします。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、長谷川君。

〔5番 長谷川 進君 登壇〕

○5番（長谷川進君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、本定例会に上程されました議案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

町長が就任 7 か月ほどたった令和元年 1 月 15 日に、新型コロナウイルス感染が国内で確認されました。4 年後、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行になり、町長、職員の皆さんにおかれましては、長期にわたり、町民の安全安心に全精力を費やしていただいたことを深く感謝をいたすところであります。

国・県の対応を鑑みながらの令和 5 年度の事業ではなかったでしょうか。まだ、もやの晴れない状況の中ではありましたが、認定第 1 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出決算認定について、お話をさせていただきます。

幸田町の令和 5 年度一般会計の決算状況であります、歳入総額で 204 億 4,476 万円となり、歳出総額では 193 億 5,446 万 8,000 円であります。形式的収支額 10 億 9,329 万 2,000 円、実質収支額においても 9 億 8,035 万 4,000 円の黒字決算となっています。

歳入につきましては、町税を含める割合が 44 % と 90 億 8,454 万 5,000 円で一番多く、対前年度比 3 億 5,353 万 9,000 円増と、4 % の増になっていきます。これは大手自動車関連企業の増益による法人町民税の増加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金減等に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増によるものであります。

幸田町における歳入の基本は、先人たちが積極的に企業誘致を行った、企業による税収であります。そして、積極的な都市基盤整備による人口増加に伴う税収であります。今後においても、先人たちの基本を受け継ぎ、町税のさらなる増収に取り組んでいただきたいと思います。

次に多い寄附金の 14.9 %、30 億 5,619 万 8,000 円につきましては、対前年度比 2 億 7,249 万円と 8.2 % の減であります。その中のふるさと寄附金については、不透明な部分があり、対前年度比 2 億 9,233 万 7,000 円、8.8 % 減となり、主力財源としては、これからも大きな課題になっていくと思います。

模索する中での令和 5 年度事業の結果としては、4 % 黒字にあることから、よかったですと感謝申し上げます。

ふるさと寄附金制度をさらに生かしていただき、ほかの自治体よりも多くの寄附金を頂けるように、幸田町の特産品の魅力をしっかりとアピールし、今後も増収につなげていきたいと思います。そのためにも、職員の強力な配備も重要な戦略になるかと考えます。

次に、歳出につきましては、町長の事業も徐々に推進されていくことを期待しているところであります、将来を見据えての施策で、もっと深く投資もできたのではないかと考えています。

先日、町長の答弁でもありました、交通施策においては、町民、特に高齢者の足の確保という面で様々な実験に取り組んでいますが、町民のニーズを理解した上で、よいシステム構築に向け努力をお願いしたいと思います。

子育て支援に関する事業推進、教育施策の推進についても、様々な人的投資、建設的投資を行っていますが、5 万人のまちづくり、幸田町の未来への投資だと理解していますので、今後ともよりよい施策に取り組んで、未来ある子どもたちを育てていただきたい

いと思います。

それから、最近の地震に対し、行政の指導もあり、町民の防災意識が高まっていますが、一方では、本町の民家、道路、公園、町民会館、また各区の集会所などの施設におきまして老朽化が目立ってきた施設もあり、不安の声を聞きます。耐震化を目指し、しっかり点検していただき、必要な対応を引き続き努力いただきたいと思います。

今後も、町長が目指す町民ファーストで安全安心な生活ができる事業を邁進していくだくことをお願いいたしますと、私の賛成討論とさせていただきます。

〔5番 長谷川 進君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番、藤本君。

〔1番 藤本和美君 登壇〕

○1番（藤本和美君） 第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論します。

この補正予算は、新型コロナウイルスの重症化予防を目的として、対象者を限定した新型コロナ定期接種を実施するための費用が含まれている予算です。

厚生労働省によると、昨年の見込みよりも薬価が高額だったということで、接種費用の1万5,300円のうち8,300円を国が負担、対象者のうち低所得者以外の方の自己負担については、接種費用7,000円を標準として、各自治体において御検討いただきたいとしています。

以前にも、無料だから接種したという声がよく聞かれた中、7,000円を標準とする個人負担を大幅に下げ2,000円とするということは、町として接種を進めているのかなと感じます。しかし、これが本当にトータルでベネフィットが上回っていて、安全性の面からも懸念点が少ないのでなら反対する理由はありませんが、過去の全ての予防接種の中では、戦後最大の健康被害や死亡例が報告されています。

厚生労働省によると、予防接種健康被害救済制度が始まってからの約45年間で、ほかの24種類の予防接種による健康被害は3,522件、死亡認定は合計で151人です。接種回数がコロナと同じくらいのインフルエンザでは、健康被害が191人、死亡認定が25人です。薬害認定されたMMR予防接種では、健康被害1,041人、死亡認定3人です。一方、新型コロナ予防接種では、既に認定された健康被害だけで8,153件、そして死亡認定が835人であるということで、既に過去45年の全ての予防接種の死亡認定数の実に5倍以上の人人が亡くなっています。今後も、死亡認定は増え続けることが考えられます。

mRNAは、スパイクタンパクが血栓をつくるということは比較的知られていることだと思いますが、認定されている症状のほんの一部を紹介いたします。

心疾患、心筋梗塞、心不全、低酸素脳症、腎不全、突然死、脳出血、敗血症、間質性肺炎の悪化、帯状疱疹、多臓器不全、意識障害、脊髄炎、くも膜下出血、アナフィラキシー、リュウマチ、四肢のしびれ、蕁麻疹、脳梗塞、その他難病など、こちらは厚生労働省のホームページから検索ができます。本当に多岐にわたっており、皆さんの周りに、もしかしたら接種による健康被害と気がつかずに、もしくは気がついていても申請して

いない人がいるのではないか。そのような方々を含めたら、一体どれだけの方が今回の摂取によって健康又は命を失っているか分かりません。

6月26日、超党派議連と厚生労働省との会合があり、接種により息子さんを亡くされた遺族の方がこのような旨の発言をしていました。

厚生労働省は、小林製薬の紅麹事件で5人の尊い命が奪われたときには、あんなに真剣に向き合ったのに、コロナの接種では668人の死亡認定がありながら、どうして全く見向きもしないどころか、接種を進めるのか全く分からぬ。それに対する厚生労働省の回答は、コロナの予防接種については、重大な懸念は認められないというものでした。その当時で確定しているだけで既に668人の人が亡くなっているのに、重大な懸念が認められないとはどういうことなのか私には分かりません。

また、高齢者だけではなく、子どもや若者も多く認定されています。健康被害救済制度で死亡一時金、葬祭料の請求で認定されたのは、10代で7人、20代で28人、30代で25人、40代で41人、50代で76人、60代で116人、現在835人亡くなっていて、過去最大級の被害を出していますが、現在も住民に分かりやすく周知することなく、接種券を送付し、接種しやすい体制を整えようとしています。

さらに、定期接種では自己増殖型mRNAが薬事承認されました。これは、JN.1株ではマウス実験のみで薬事承認されました。起源株で大規模治験を実施したベトナムや開発国のアメリカでは承認されていません。

9月19日、厚生労働省ワクチン分科会では、委員から国民に分かりやすい情報提供が必要だとの意見が出たようです。厚生労働省は、薬事承認された5社の製品を解説するリーフレットを作成する方針とのことです。10月1日に接種をスタートするのに、その情報がいつ出て、どこまで接種者に理解していただけるのか非常に心配しています。

情報不足や懸念点の払拭ができていないことで、住民が不安に思い、一部販売元の製品の不買運動や、病院やお店などの自己増殖型mRNA接種者入場お断りのような動きもあります。

情報社会だから情報は自分で取るべきという声もあるかと思いますが、新聞やテレビではなかなか報道されませんし、ユーチューブでは、いまだに接種に関しては言論統制が敷かれ、動画を削除されます。

幸田町では、接種の案内に死亡認定者数や今までの予防接種との比較までは記載されていません。全て厚生労働省のホームページに飛ぶようになっており、欲しい情報にはなかなかたどり着けません。

私が意見交換会の場でこの話をすると、そんなに被害があるとは今まで全く知らなかった、どうして町も医者も教えてくれないんだと言われる方は今でも多いです。また、町のことを信頼し切っている方も大勢いらっしゃいます。町から送られてきた接種券なら当然のように接種すると考える人も少なからずいるでしょう。

愛知県では、春日井市や一宮市のように、最低限ホームページ上に、これまで認定された市の健康被害の数や認定された健康被害の状況についてお伝えしております。ただ、リンクを貼るだけではなく、分かりやすくお知らせすべきです。副反応の健康被害は甚大だという事実を数字を出して分かりやすくお伝えし、それを知って、なお接種を希

望される人に幸田町として接種しやすい環境を整えればよいと考え、この補正予算には反対といたします。

[1番 藤本和美君 降壇]

○議長（藤江徹君） ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

| | |
|----|----------|
| 休憩 | 午前10時01分 |
| 再開 | 午前10時11分 |

○議長（藤江徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、丸山君。

[14番 丸山千代子君 登壇]

○14番（丸山千代子君） 順次討論をしてまいります。

陳情第1号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

長年にわたって、国が推し進めるデジタル化やコスト削減ばかりを強調して、行革や合理化の方向性では、地方自治体として住民の命と暮らしを守っていくことが困難になります。国に求められるのは、全国のどの地域に住んでいても健康で文化的な生活ができるよう地域間格差をなくし、地方自治体の財源格差をなくすことあります。ところが国は、物価高騰、米不足などの生活苦を尻目に、あまりにも異常な速さで軍備の増強を進めており、5年間で43.5兆円も軍事費につぎ込みます。これに歯止めをかけるとともに、国民の暮らしを支える地方自治体の財源確保すべきと求め、賛成討論といたします。

陳情第2号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国や地方自治体において、非正規雇用の職員が多く採用され、働く人においても大きな問題となっています。こうした非正規雇用の方々は、正規雇用の職員とほぼ同じ労働力であるにもかかわらず、待遇面では格差が生じ、3年で雇い止めがあるなど不安定雇用のため、官製ワーキングプアとも言われております。住民の命と暮らしを守るためにも、正規雇用で人員体制を強化することが公共サービスの拡充につながります。

陳情にあるように、行政機関の職員の定員に関する法律を廃止するとともに、国の行政機関の機構、定員管理に関する方針を撤回し、人員体制の強化で行政サービス拡充を求めて、賛成討論といたします。

陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする公共サービス基本法の第11条で求められたことは、各地方公共団体の努力任せとなっており、第11条の確実な履行のために公契約法の制定が必要であります。国の責務を果たし、官製ワーキングプアを解消していくためにも、この陳情の趣旨をくみ取り、賛成の立場を明らかにして、討論といたします。

陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情であります。

中央最低賃金審議会が答申した2024年度の最低賃金額引上げの目安は、全国加重平均で50円増の1,054円としました。過去最大の上げ幅と言われますが、広範な労働者が求める全国一律1,500円とはかけ離れており、地域格差の是正も大問題であります。最低賃金引上げのためには、政治の責任で日本の企業の99.7%、労働者の7割が働く中小企業を支援することが不可欠であります。8時間働けば普通に暮らせる社会にしていくために、一刻も早く、最低賃金時給1,500円、月給で手取り20万円へ引き上げ、全国一律最賃制を確立することであります。よって、この陳情に賛成するものであります。

陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

教員が専門職としての役割を發揮し、子どもたちに向き合うには、教員の異常な長時間労働をなくす必要があります。

8月末に出た中央教育審議会の質の高い教師の確保に関する答申は、教員不足を憂慮すべき状況だとし、教師を取り巻く環境整備を抜本的に改革する必要があるとしていますが、出された方策は現場の声を無視し、教員の長時間労働の原因から目を背けるもので、抜本的改革に値しません。

1971年に自民党が強行した公立学校教育職員給与特別法で、公立学校の教員に残業代を支給しないとしたことで、教員はどれだけ残業したかも把握されず、長時間労働が野放しになりました。答申は、残業代不支給制度廃止も否定をいたしました。月45時間という残業の上限を超えて、残業を減らす努力すらできない現状であります。教員の長時間労働をなくし、教育現場の環境をよくするためにも、陳情に対して賛成するものであります。

陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書であります。

愛知県では、高校の定員枠の中で3人に1人が私立高校に通わざるを得ない状況であり、私立高校は公教育の一環を担っております。私立高校は町内ではなく、町外へと通学しなければならず、交通費の負担も求められます。

さらに、陳情にもあるように、今でも公私格差は歴然としており、私立高校に通う高校生の負担軽減のため、授業料助成制度が始まりました。1年間で1万2,000円、月に1,000円の助成額となっております。この助成額は、制度開始以来、一度も引き上げられず、据え置かれたままであります。

令和5年度決算で見ますと、130人が助成を受けております。長引く不況、コロナ禍、物価高騰など、子育て世帯の暮らしが年々大変になってきております。少しでも軽減をするためにも、30年見直していない助成額を引き上げるときではないでしょうか。父母負担の軽減と安心して学校生活を送るためにも、この陳情に賛成するものであります。

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情であります。

高齢者や障害者を持つ人にとって、介護・障害福祉施策のケア体制充実は、安心して

入所し、生活を送る上で重要であります。同時に、働く職員の人員体制も大変重要であります。特に夜勤における体制では1人夜勤になり、職員の負担や責任が増え、思わぬ事故などがあると、1人では対応できません。このハードな体制によって、過労に伴う健康問題、精神的ストレスなどから利用者への虐待へとつながるケースも少なくありません。このような状況の中で、介護離職者も増えてきています。職員や利用者双方の安全を守るためにも、1人で夜勤する体制の見直しが必要です。

国においては、介護・障害福祉職場における夜勤の体制不足を認識し、夜勤支援体制加算をつけてはいますが、複数夜間体制を取るには不十分であります。そのため、介護・障害福祉施設の夜勤体制を常時複数配置を基準とし、それを可能とする報酬単価の引上げを求めるこの陳情に賛成するものであります。

陳情第10号 保育所職員の人材定着確保のため、保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情であります。

76年ぶりに4・5歳児の保育士配置基準が30対1から25対1に改正され、また、3歳児についても20対1から15対1に最低基準が改正されたことは前進であり、長年の要求の成果となったものであります。しかし、保育士不足から人材が確保できていない点から、当分の間は、従前の配置基準でもよいという経過措置が設けられております。一刻も早く安全・安心、保育の充実を図るため、保育士の確保、人材確保が求められるものであります。

陳情項目にあるように、国に対して抜本的な処遇改善、そして、保育の充実を求める意見書を提出することを求め、賛成討論といたします。

[14番 丸山千代子君 登壇]

○議長（藤江徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、藤本君。

[1番 藤本和美君 登壇]

○1番（藤本和美君） 陳情第11号と陳情第12号に関して、賛成の立場で討論いたします。

まず、陳情第11号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情に関してです。

この陳情は、1 新型コロナ予防接種の健康被害を住民に周知すること、2 定期接種用に薬事承認されたMeiji Seikaファルマの自己増殖型mRNA、コスタイベ筋注に関して懸念点があることを住民に周知すること、3 起源株の大規模治験を行ったベトナムや開発国アメリカでは承認されておらず、日本がJN.1株世界で初めて承認国になったことを住民に周知すること、4 以上の今までの健康被害の実態や定期接種に使われる新しい薬剤の住民への情報提供不足の現状から定期接種の中止を国に求めるべ

きとの陳情と理解いたしました。

現在のコロナの予防接種では、認定された健康被害だけで8,153件、そして死亡認定が835人です。これは、接種に対してのリスクとベネフィットを考える際の材料ともなり、いまだにこの情報を知らない住民にホームページや接種の案内などで広く周知するべきことと考えます。

また、定期接種に使用する薬剤に関する情報が少な過ぎることや、自己増殖型mRNAは、国内でのJN.1株での人の治験をしていないこと、起源株での治験国のベトナムや開発国アメリカで承認されていないことにより疑問や懸念点の払拭ができず、住民が不安に思っています。一部販売元の製品の不買運動や接種者入場お断りのような動きもあります。

安全で効果があるというのなら、住民に分かりやすく伝える努力をし、接種に対しての判断材料にしてもらう必要があります。今はリスクとベネフィットを公平に開示できていない現状であり、何人亡くなったら重大な懸念と認められるのかという点も不明であり、接種を一旦中止し、しっかりと状況を分析し、情報を住民に公開できるように準備するべきと考え、陳情第11号に賛成いたします。

次に、陳情第12号 「新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書」の提出を求める陳情書に関してです。

今回10月からの定期接種に関して、少し内容は異なるものの、懸念や不安を持つ陳情書が2つ出されたことに、住民の切実な訴えを感じました。一方的な情報だけではなく、実際はリスクもあることも知りたいし、伝えてほしいという陳情の内容かと思います。

厚生労働省ワクチン分科会では、国民に分かりやすい情報提供が必要だととの意見が出ました。厚生労働省は、薬事承認された5社の製品を解説するリーフレットを作成する方針とのことです。その情報がいつ出て、どこまで接種者に理解していただけるのか非常に心配です。リスクとベネフィットを公開し、国民が適切に接種の判断をできるように行なうことが責務と考え、陳情書に賛成いたします。

〔1番 藤本和美君 降壇〕

○議長（藤江徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、上程議案19件及び陳情12件について採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決を行います。

まず、第40号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第40号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第41号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第42号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 工事の請負契約について（中学校体育館空調設備設置工事）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第43号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 工事の請負契約について（六栗ゲートボール場テント上屋設置工事）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第44号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 財産の取得について（移動型バリアフリートイレトレーラー）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第45号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 財産の取得について（町民会館グランドピアノ）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第46号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第48号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定第1号 令和5年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和5年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和5年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和5年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和5年度幸田町下水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第1号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第1号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第2号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、陳情第6号は、採択することに決しました。

次に、陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、陳情第7号は、採択することに決しました。

次に、陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第8号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第9号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[贊成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第10号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第11号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第11号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第12号 「新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[贊成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立少数であります。

したがって、陳情第12号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（藤江　徹君）　日程第3、議員提出議案第2号　国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、及び議員提出議案第3号　愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） それでは、議員提出議案の朗読をいたします。

議員提出議案第2号

国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和6年9月25日

提出者 壱田町議会議員 廣野房男

賛成者 幸田町議会議員 岩本知帆
〃 藤本和美
〃 吉本智明
〃 黒木一
〃 稲吉照夫
〃 笹野康男

提案理由

国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかし、それでもなお年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では、高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充とともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

愛知県額田郡幸田町議会
議長 藤江徹

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣 宛

次に移ります。

議員提出議案第3号

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和6年9月25日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 幸田町議会議員 | 廣野房男 |
| 賛成者 | 幸田町議会議員 | 岩本知帆 |
| | 〃 | 藤本和美 |
| | 〃 | 吉本智明 |
| | 〃 | 黒木一 |
| | 〃 | 稻吉照夫 |
| | 〃 | 笹野康男 |

提案理由

愛知県の私学助成の拡充を求める必要があるから。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）

愛知県では、高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は公教育の場として「公私両輪体制」で県の公教育を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ愛知県においては、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの私学選択の自由は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても初年度納付金で、年収720万円から840万円世帯は約35万円、年収840万円から910万円世帯（国の就学支援金11万8,000円補助）は54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに私学を自由に選べる状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、全ての子どもが私立も自由に選択できることが大前提であり、公私格差の解消はその根幹である。

よって、当議会は教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

愛知県額田郡幸田町議会
議長 藤江徹

提出先

愛知県知事 大村 秀章 様

以上です。

[11番 廣野房男君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

まず、議員提出議案第2号の質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認め、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第3号の質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認め、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっておりま議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案2件について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、議員提出議案第2号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第3号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第4

○議長（藤江徹君） 日程第4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、福祉産業建設委員会委員長及び総務教育委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長の申出のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり決定いたします。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和6年9月2日に招集された令和6年第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時40分

○議長（藤江徹君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬敦君 登壇]

○町長（成瀬敦君） 令和6年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月2日から本日まで24日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、私どもが提案いたしました全議

案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、令和5年度の決算についても、認定をいただきありがとうございました。議員の皆様方から、幅広く多分野にわたりいただいた的確な御意見等を真摯に受け止めさせていただきます。

一般質問につきましては、9名の議員の方々からいただきました。どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

ここで、10点御報告を申し上げます。

1点目は、台風第10号の影響についてでございます。

本定例会の開会日において御報告申し上げたとおり、8月31日土曜日午前7時から、9月2日午前7時28分まで災害対策本部を設置いたしました。

8月31日から9月2日の総雨量は63.5ミリ、時間最大雨量は28ミリ、最大瞬間風速は16.3メートルを記録いたしました。

この台風によって、蒲郡市竹谷町地内で、土砂崩れにより住宅1棟が巻き込まれ、3人の貴い命が奪われるという被害が発生いたしましたが、本町におきましては、倒木等の被害報告はあったものの、幸いなことに人的被害はありませんでした。

皆様をはじめ、町民の皆様の自助及び共助によるものと思われます。御尽力いただき、ありがとうございました。

2点目は、介護保険料の督促状送付の誤りについてでございます。

令和6年度第1期分の介護保険料普通徴収について、既に保険料を納付していた54人の方々に対し、誤って督促状を送付したものであります。

この54人の方々のうち、最終的に4人が再度第1期分の介護保険料を納付されました。この4人の方々につきましては、過誤納分を還付させていただきます。

3点目でございます。株式会社恵が運営いたします障害者グループホームふわふわ幸田についてでございます。

ふわふわ幸田につきましては、株式会社恵から名古屋市にあります有限会社ケアサポートへ事業が譲渡され、施設名称がグループホームケアサポート幸田に変わるという報告を受けております。

従業員につきましても恵からケアサポートへ継続して雇用され、利用者の生活に変化が生じないように配慮し、サービスを提供していくことであります。

また、昨日、愛知県からケアサポートに対しまして、10月1日から障害福祉サービス事業所として指定する旨の発表がありました。

このことによりまして、10月以降も利用者の方々に対して必要なサービスの提供が可能になりますことを御報告させていただきます。

4点目でございます。児童手当の拡充についてでございます。令和6年10月分から

児童手当を拡充いたします。

拡充の内容につきましては、1つ目として、支給対象年齢を中学生までから18歳の年度末までに延長いたします。

2つ目といたしまして、これまでの所得制限がなくなり、限度額を超過していた方も支給対象となります。

3つ目といたしまして、第3子以降の手当の額を月額1万5,000円から3万円に増額します。

該当する世帯には、9月19日付で御案内の文書を郵送させていただきました。

本手当の拡充により、次代を担う全ての子どもの育ちを支える子育て家庭への経済支援につながればと思います。

5点目でございます。新型コロナワクチンについてでございます。

幸田町では、令和6年10月1日から高齢者等を対象とした新型コロナワクチンの定期接種を開始します。

接種期間は、令和6年10月1日火曜日から令和7年1月31日金曜日までであります。対象者は、町内在住の満65歳以上の方等であります。

自己負担額は2,000円、町内協力医療機関での接種となります。対象者には接種券を9月20日に発送しております。

定期接種の対象者に該当しない方、定期接種の期間以外に接種される方は、任意接種として全額自己負担となりますので、町民の皆様に御紹介いただく場合は御注意いただきたいと思います。

6点目でございます。2階建てロンドンバスを活用した特産品の啓発事業でございます。

令和6年度の事業といたしまして、首都圏から新たな顧客層を呼び込むことを目的として、幸田町、蒲郡市、西尾市で構成するロケの街広域観光推進協議会にて、3市町の特産品でラッピングした2階建てロンドンバスを東京銀座や豊洲市場などの都心で運行をいたします。また、バスの乗車客用も、乗車されるお客様用に特産品を使用したアフタヌーンティー向けのメニュー提供や観光パンフレットの配布を行い、広く自治体の認知度及び誘客の向上へ努めます。

直近では、このバス活用事業によりまして、和歌山県であればみなべ町さんが梅、山形県さんはサクランボの特産品の宣伝普及啓発に努められておることでございます。

このロンドンバスの実施使用時期につきましては、10月3日から始まり10月中の全25日間を予定しております、1日3回、午前11時、午後1時、午後3時からの運行となります。

東京にあります都道府県会館の愛知県の東京事務所において、関連の啓発ポスターを掲示してまいりますので、よろしくお願いします。

7点目につきましては、桐山区におきます漏水についてでございます。

さきの定例会開会にて報告いたしました令和6年8月10日午後8時頃、桐山区の琴沢池の南側において、国営矢作川総合土地改良事業で布設されました南部幹線水路の老朽化による漏水事故であります。

管理者であります矢作川南部土地改良区連合が協定事業者に補修工事を依頼し、通水が完了しました8月14日の翌日に、新たな漏水箇所が発見されました。東海農政局及び県等と復旧に向けた協議を進め、漏水の原因調査を行った結果、継手部分からの漏水が原因であることが判明し、9月18日に復旧が完了しているところでございます。今後は、道路の復旧をした上で、10月上旬に通行止めの解除ができる見込みであります。

8点目でございます。職員の名札についてでございます。

本日、お知らせの文書にも棚入れさせていただいております。

現在、サービス業などを中心にカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが社会問題となっている中、全国で職員の名前がSNSに公開されるなどの問題が起きていることを受け、近隣自治体においても、職員の個人情報を守ろうと名札の表記をフルネームから名字だけに変更するなどの動きが広まっております。

これを受けまして、本町におきましても、10月1日から名札の表記を変更することといたしました。

具体的には、これまでの顔写真付きで漢字のフルネームで表示していた職員の名札を、まず顔写真をなくし、また、これまで漢字のフルネームで表示していたものを名字のみを平仮名で表記することにし、さらに外国籍の方にも分かりやすくするためにローマ字表記を付け加えることとします。

これにより、カスハラを防止するとともに、文字が大きくなりますので、幅広い年代や外国籍の方にも分かりやすい名札になると思います。

また、あわせて、今年度、本町がSDGs未来都市に選定されたので、環境に配慮した取組として、愛知県内で算出された木材を加工した名札ケースを配布し、使用することといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

9点目であります。令和6年度10月1日付職員の人事異動についてでございます。

既に9月20日に内示をし、議員の皆様にもお知らせをしているところでございますが、管理職の体制については現状を維持しつつ、配属年数の長い職員を中心に、合計10人の人事異動を行いますので、よろしくお願ひいたします。

10点目であります。既に25日付で棚入れをさせていただいております、ふるさと町民の選考委員会によって新たにふるさと町民を選定をしました。4名の方々であります。

1人目は、現在の桜坂の区長代理さんであり、元アイシンAW取締役社長、尾崎和久様。そして、社会保険診療報酬支払基金の理事長であり、元厚生労働省医政局長、神田裕二様。3人目は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授、清水勝彦様。4人目は、元ハイチ大使であります、外務省国際法局国際裁判対策室長、水野光明さんの4名でございます。棚入れで周知しておりますのでよろしくお願ひします。

さて、いよいよ来月となりました10月19日土曜日に、幸田町町村合併70周年記念式典を開催いたします。

一足先に、幸田駅前通りには、ロゴマークを配したフラッグアームが設置され、彩りとともに祝いの雰囲気を盛り上げてくれております。

式典1週間前からは写真展、前日には防災サミット、式典当日の午後からは徳川家広

氏による講演会、夕刻にはスポットライトを当ててくれ！の上映会、そして翌日、10月20日には、記念ソングを作ってくださった半崎美子さんのコンサートを開催してまいります。

最後になりますが、まだまだ暑い日が続いておりますが、今後は一日一日と秋の深まりを迎えます。体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、また、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

ただいまから、シェイクアウト訓練の写真撮影を行いますので、事務局の指示に従ってください。

事務局よろしくお願ひいたします。

（シェイクアウト訓練の写真撮影）

○議長（藤江 徹君） ありがとうございました。

大変御苦労さまでした。

本日は、これで散会といたします。

散会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和6年9月25日

議長

議員

議員